

第4章 プランの内容

第4章 プランの内容

基本目標1 男女平等の意識づくり

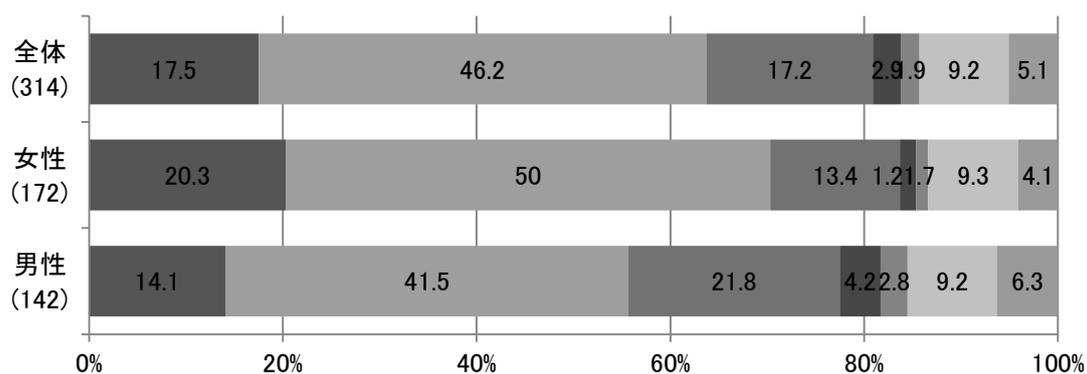
施策の方向 1-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の意識づくり

現状と課題

男女の役割分担にはさまざまな形態があり、それが、それぞれの個人や家族が主体的に選択したものであれば尊重されるべきものですが、性別だけを理由に、その役割分担を望まない人にまで押し付けることは、生き方について選択肢を狭め、不平等感を生むことにつながるおそれがあります。

男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要です。家庭や地域、職場などさまざまな場で、社会制度や慣行などの中に不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていく必要があります。

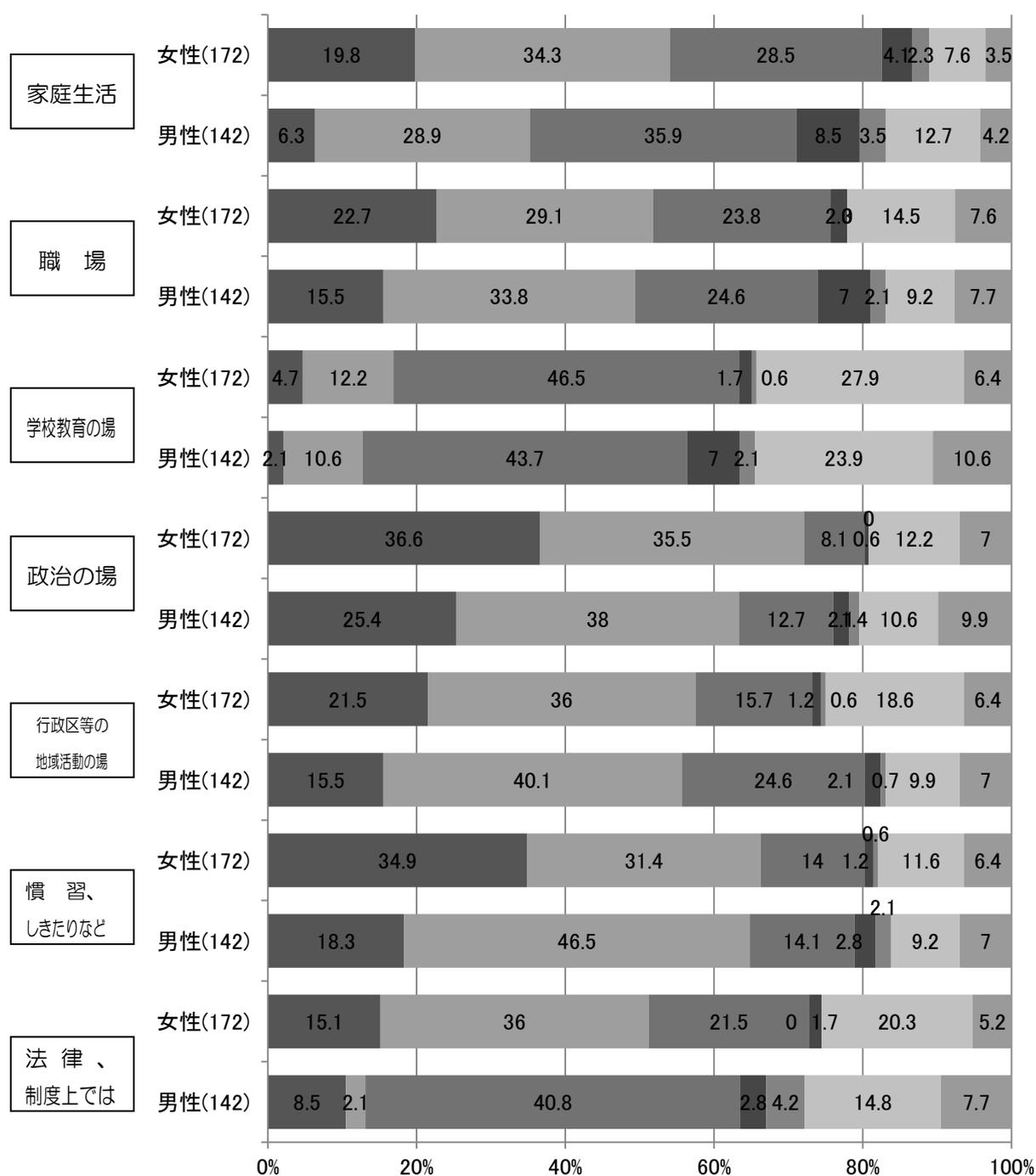
社会全体における男女の地位の平等感について（性別）



- 男性の方が優遇されている
- 男女平等になっている
- 女性の方が優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成27年）

男女の地位の平等感についてどう思いますか。(性別)



- 男性の方が優遇されている
- 男女平等になっている
- 女性の方が優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(平成27年)

施 策

施 策	施策内容	担 当
男女共同参画関連の意識啓発の充実	男女共同参画の理念や意義について、町民一人ひとりの理解を深めていくことができるよう、広報紙やホームページ等で効果的な広報、啓発を行う。また、男女共同参画に関する国・県・他市町村の情報収集と町民の意識・実態調査を実施し、断続的に調査研究等を進める。	人権・男女共同推進室
男女共同参画関連の講演会の開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高め参加しやすい日時等に配慮した講演会等を開催する。	

施策の方向 1-2 男女共同参画社会を可能にする教育・学習の推進

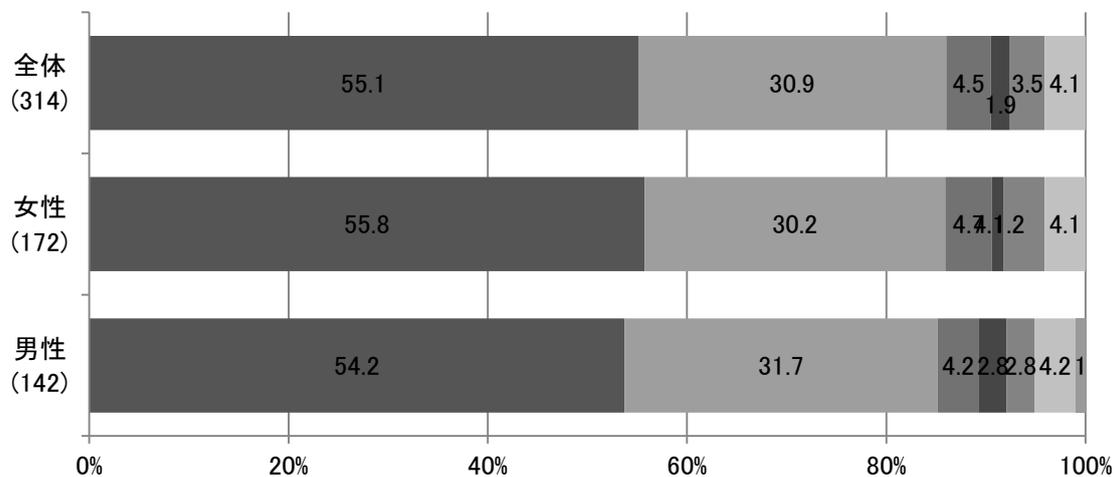
現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきです。その基礎となるのが教育・学習です。人権尊重を基盤とした男女共同参画について理解を深めるために、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識するような学習機会の提供に努める必要があります。また、学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実が大切です。このため、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図ります。

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、各人が自らの生き方、能力、適正を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身につけるよう、キャリア教育や生涯学習を促進する必要があります。

男女ともに仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきである



- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない
- 無回答

出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 27 年）

施 策

施 策	施策内容	担 当
男女平等を推進する保育、幼児教育の充実	子どもの人格形成は成長過程において大きな影響力を持っていることから、日常生活を通じて子どもが自然に男女平等意識を育むことができるような意識づくりのために、出産前の男女を対象に、両親学級や男の料理教室等を推進する。	健康推進課
男女共同参画をめざす教育・学習の推進	児童・生徒の価値観や行動の形成の基盤として、発達段階に応じて男女平等教育を推進し、差別や偏見をなくすための人権教育や職業体験教育の拡充を図る。	学校教育課 人権・男女共同推進室

施策の方向 1-3 男女共同参画を支える生涯学習の充実

現状と課題

近年の少子高齢化や情報化、価値観の多様化などの急速な社会変化は、人間関係の希薄化をはじめとして、豊かな心や充実した暮らしの喪失などの問題を生じさせていますが、誰もが生き生きと輝くことのできる充実した生涯学習社会を創造することが求められています。

本町においては、公民館教室や自主グループ、短期講座、映画鑑賞会をはじめとして、先進地視察や生涯学習フェスティバルの開催などを通じた生涯学習活動の場作りの充実に取り組んでおり、今後も継続的な実施と更なる充実を図っていく必要があります。また、誰もが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりが求められる今日、町民運動会をはじめとして少年スポーツ大会や気軽に楽しめるイベントの開催のほか、総合運動場やふれあいの里のグラウンドゴルフ場、ゲートボール場などの施設の適正な管理・運営に努めていく必要があります。

施 策

施 策	施策内容	担 当
学習機会と内容の充実	町民の多様なニーズに応えるため、夜間講座の拡充や公民館教室の内容の充実、新規講座開設など、公民館利用の拡大を図る。	生涯学習課 まちづくり推進課 人権・男女共同推進室
スポーツ・レクリエーションイベント等の開催	老若男女幅広く各種スポーツ大会やイベント等に参加ができるよう、情報を収集し提供に努める。また、各種スポーツ大会をはじめ、ウォーキング・ハイキング大会、町民祭等の開催を支援する。	生涯学習課

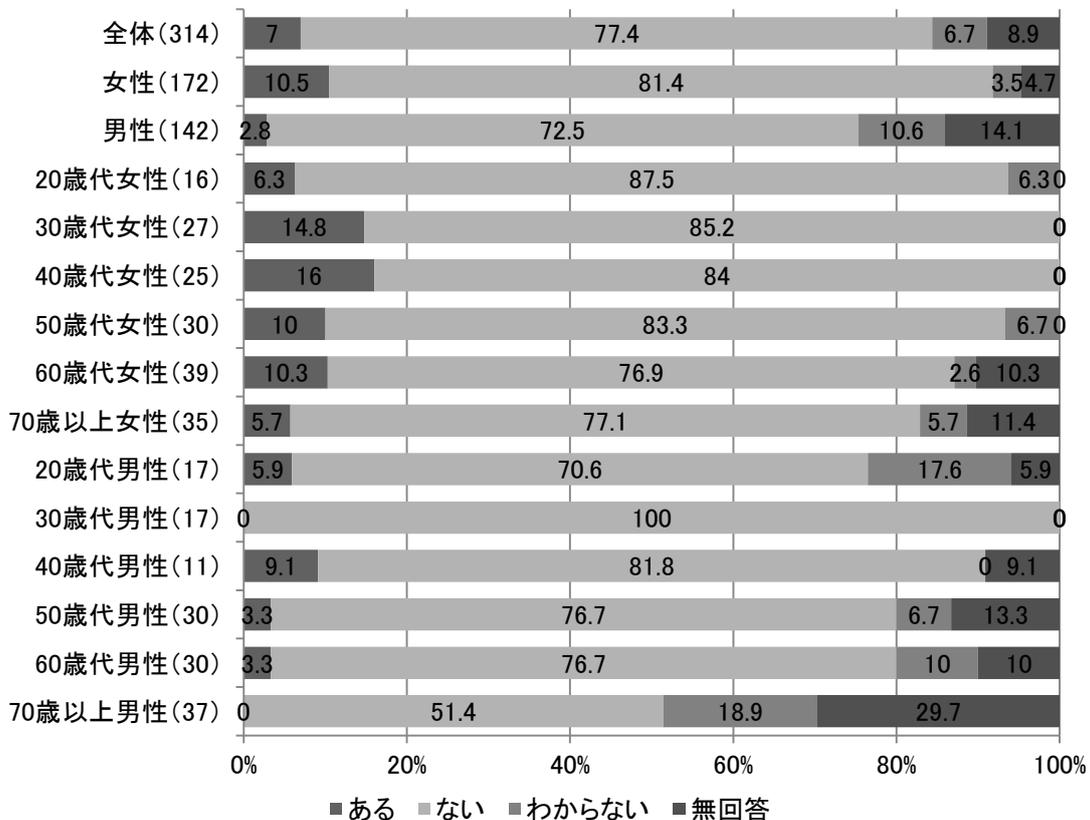
施策の方向 1-4 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

現状と課題

夫婦や親しい男女間の暴力について、これまでは家庭内や個人的な問題として捉えられることが多く、このような風潮がさらに問題を内存化させ、被害者をより一層深刻な事態に追い込むという状況がありました。

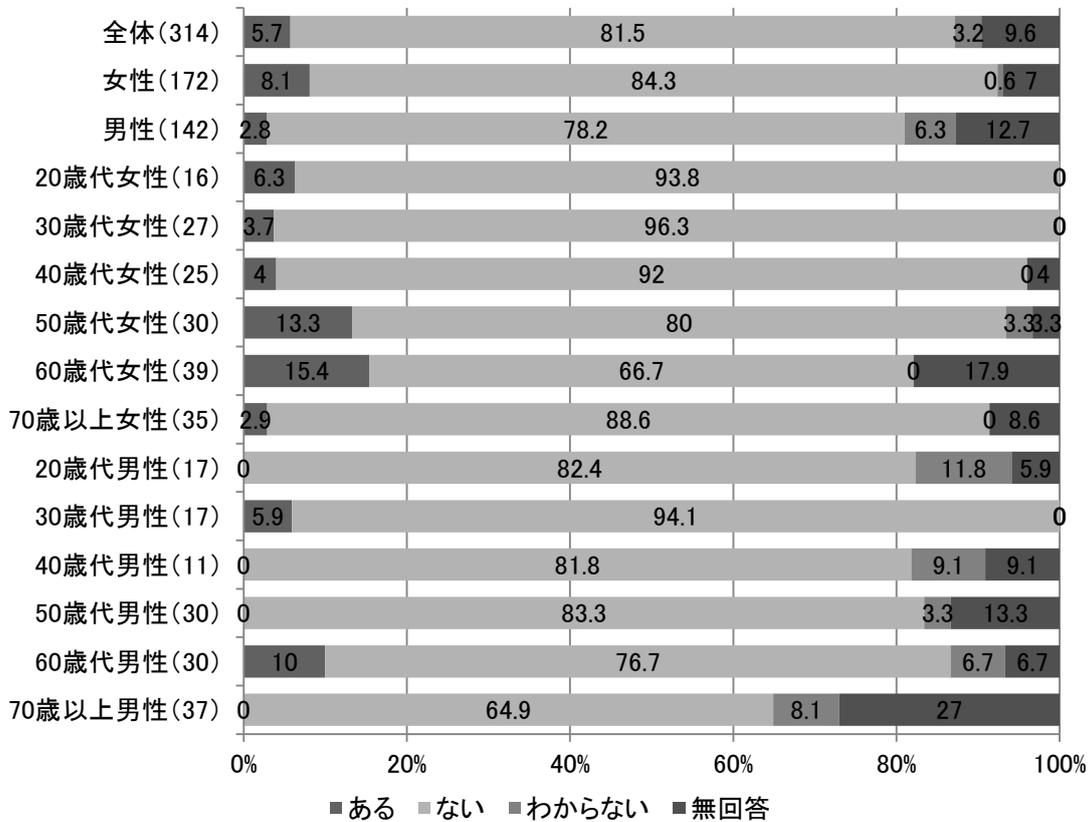
しかしながら、暴力は身体的なものに限らず精神的なものもあり、人権侵害という点から絶対に許すことのできないものです。このような問題の背後にある女性軽視といったような性別による差別的な見方や考え方に気づき、これを改めていく必要があります。このため、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）等を個人の問題として捉えることなく、社会全体でこれらの防止や問題解決に取り組んでいくための意識啓発をはじめ、「DV法」や「ストーカー規制法」等関連法の周知に努めていく必要があります。

セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）を受けたことがあるか



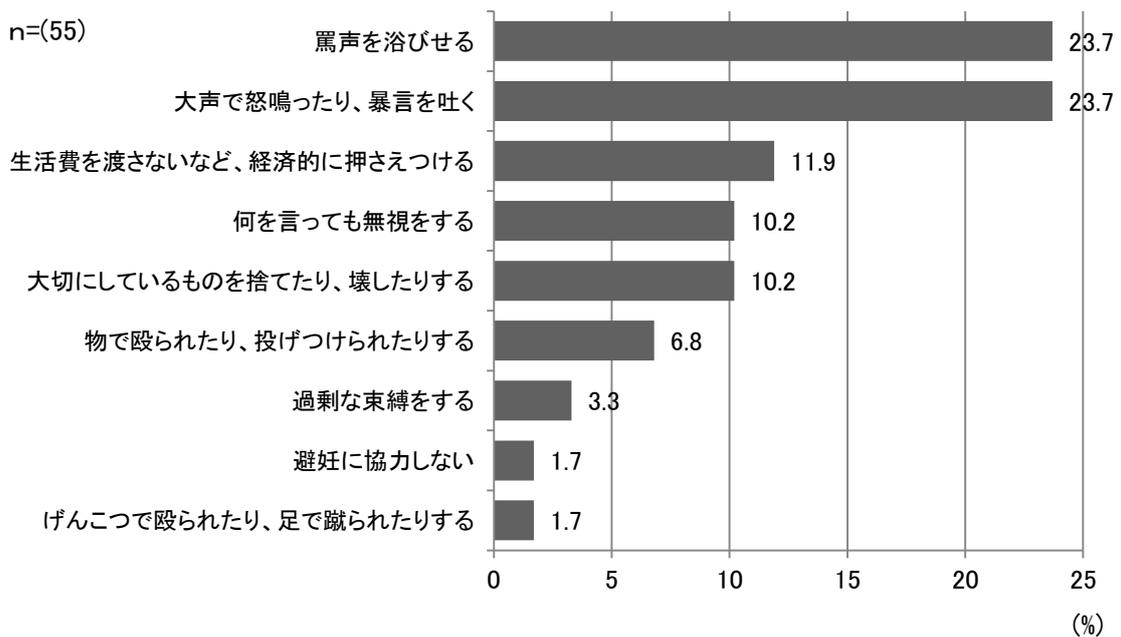
出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成27年）

DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがあるか



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 27 年）

DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがあるものはどれですか



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 27 年）

施 策

施 策	施策内容	担 当
人権尊重への働きかけ	雇用の場におけるセクハラ* ¹ の防止に向けて、事業主等の意識啓発を促進すると共に、ホームページや広報紙等での啓発を図る。	人権・男女共同推進室
相談体制の支援と充実	DV* ² や虐待などの防止と早期発見に努め、DV相談、こころの健康相談、心配ごと相談等の相談体制を強化し、関係機関との連携を図る。また、安心して被害者を支援できる環境づくりを推進する。	人権・男女共同推進室 健康推進課 社会福祉課 子ども未来課



※1 セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体の不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

※2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者からの生命または身体に危害を及ぼす暴力、またはこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす言動をいいます。「殴る」「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「無視する」等の精神的暴力や、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向 2-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画

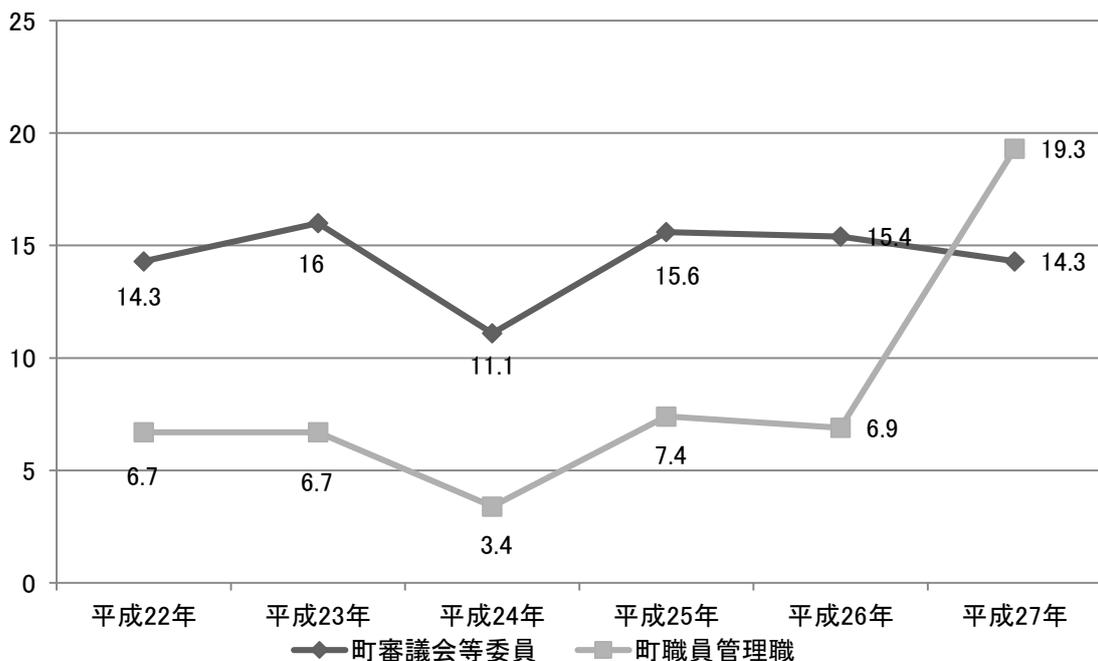
現状と課題

将来にわたって活力ある社会を創造していくためには、幅広い人材の育成とともに、視野を広げ、新たな発想を取り入れていくことが重要です。こうした観点から、政策・方針を決定する過程に女性の参画を進めることが、大きな鍵となっています。

本町における審議会等への女性委員の登用率並びに女性管理職率は、平成22年から横ばいの傾向があり、目標値の30%が達成できていないのが現状です。

こうしたことから、女性の登用を推進するためには、審議会等の委員に積極的に女性を登用するよう、関係者への働きかけや協力要請のさらなる強化が必要です。また、女性が管理職になれるような環境作りや意識啓発が必要です。女性が持てる能力を十分に発揮し成長できるよう、人材育成や能力開発のための学習機会を充実させ、女性同士の情報交換やネットワークづくりを支援していくことが課題となります。

町審議会等委員及び町職員管理職に占める女性の割合（経年比較）



出典：境町 審議会、委員会における女性委員割合調査（各年4月1日現在）

施 策

施 策	施策内容	担 当
審議会及び委員会等への女性委員の登用	各種審議会及び委員会における女性登用の段階的目標を設定し、登用率向上を図るとともに、団体や組織などに働きかける。	人権・男女共同推進室 関係各課
女性リーダー育成及びネットワークの強化	女性が所属する各種団体と連携し、さまざまなフォーラムやイベント等を実施することでリーダー育成とネットワークを強化する。	人権・男女共同推進室
境町男女共同参画条例（仮称）の制定	男女共同参画社会において、町が目指すべき基本理念及び施策の基本事項を定める。	人権・男女共同推進室

施策の方向 2-2 地域社会における男女共同参画

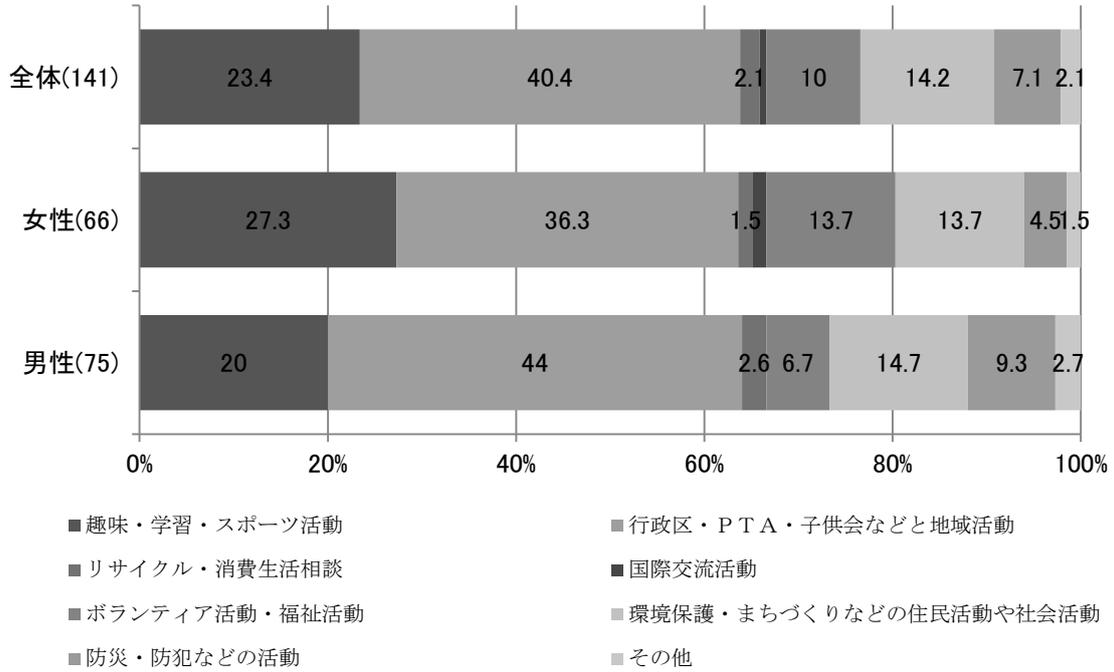
現状と課題

地域社会、は男性にとっても女性にとっても大切な生活の場となっています。豊かで活力のある地域社会の形成のためには、地域活動の役員は男性というような固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に参画していくことが大切です。

近年はさまざまな課題をもって主体的に取り組む町内の団体による活動も活発となっており、行政のパートナーとして、また女性の社会参画の場としての役割も大きくなっています。男女共同参画社会の実現のためには一人ひとりが自らのこととして取り組むことが必要であり、これらの主体的な活動を育成・支援し、協働していくことが必要となっています。

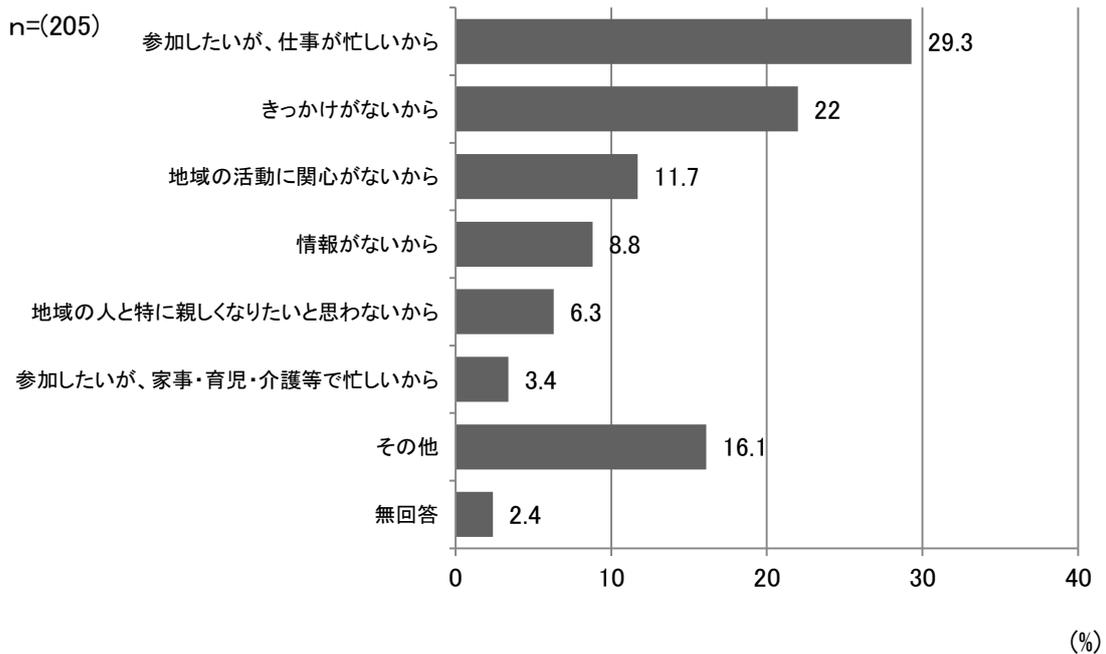
また、災害時の被災者への対策には地域社会における女性の果たす役割や避難生活での男女のニーズの違いを把握することが重要であり、男女共同参画の視点に留意して女性や子育て家庭に配慮した対策を推進する必要があります。

自主的に参加している活動



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(平成 27 年)

活動に参加しない理由



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(平成 27 年)

施 策

施 策	施策内容	担 当
地域で活動する組織の意識づくり	町内会・自治会やPTA等の地域組織において、固定的な性別役割分担意識の見直しと意識づくりのため、区長会やPTA等に投げかけ意識啓発に努める。	総務課 生涯学習課 学校教育課
地域の防災・防犯・消防活動等への積極的な参加促進	地域に密着した予防啓発活動を行い、防災計画と体制づくりに努める。また、女性消防団の積極的な参加を促し、被災・復興時における諸問題を回避するため、女性の視点を取り入れた活動を推進する。	防災安全課
自然環境保全と緑化の推進	環境美化団体と連携し、日常生活の中から、環境を守るための意識啓発活動に努める。また、花いっぱい運動等の緑化活動を推進し、社会参加機会の拡大や環境の整備に努める。	防災安全課 総務課 生涯学習課
青少年育成の支援	休日を利用して豊かな体験活動の機会と場所を提供し、自然体験や社会体験などの活動を通して、主体性を持ったたくましい子どもを育成する。	生涯学習課
町議会傍聴の促進	議員以外の住民が議会の状況を直接見聞し、政治への関心や理解の向上を図るために、定例会日程・内容等について広報紙面やホームページに掲載し周知する。	議会事務局

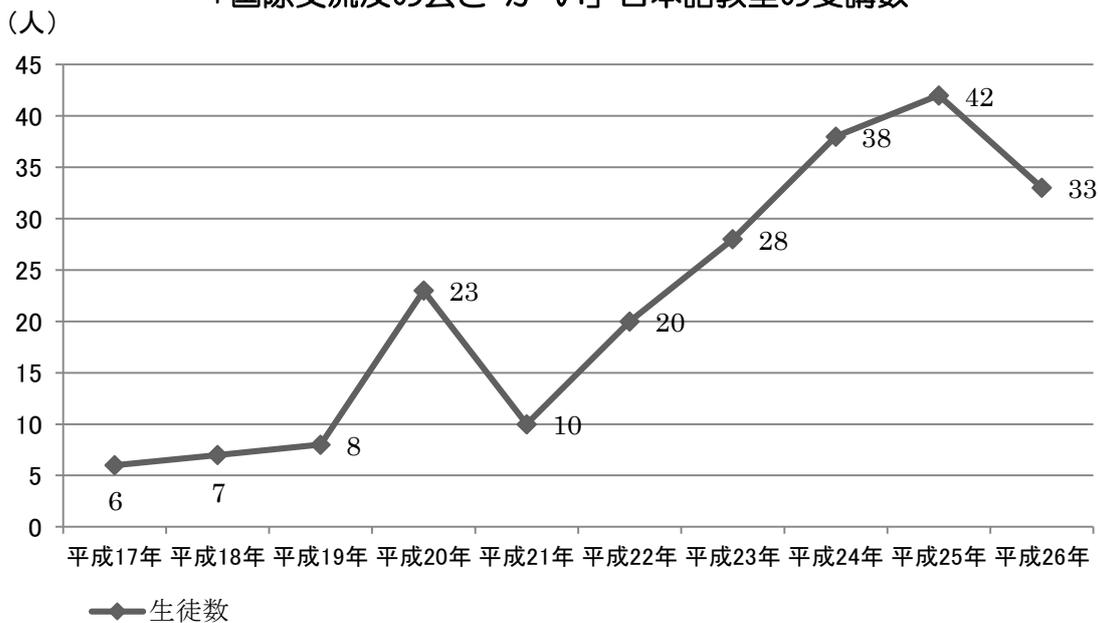


施策の方向 2-3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

現状と課題

近年国際化の進展に伴い、外国との交流を通じて、国際化に対応したまちづくりが求められています。また、異なる文化や価値観への理解を促進するとともに、本町の様々な情報を発信し、町の活性化に繋げていく必要があります。本町では、外国人が不自由なく生活できるよう、民間団体が開催している日本語教室の活動を継続支援しています。本町在住の外国人の増加に伴い、平成 17 年から右肩上がりを受講する生徒数が増えています。また、受講生の多くはブラジルやパキスタンなどの出身者で毎年継続する受講者も多いようです。

「国際交流友の会さ・か・い」日本語教室の受講数



ブラジル	29 人	インドネシア	4 人	オーストラリア	1 人
パキスタン	21 人	台湾	5 人	カナダ	1 人
インド	20 人	イラク	5 人	ネパール	1 人
中国	20 人	アフガニスタン	4 人	韓国	1 人
タイ	16 人	ベトナム	3 人	ウガンダ	1 人
フィリピン	12 人	南アフリカ	2 人	ガンビア	1 人
バングラディッシュ	10 人	ペルー	2 人	イタリア	1 人
スリランカ	9 人	イギリス	2 人		

出典：境町 国際交流友の会さ・か・い 調査（各年 4 月 1 日現在）

施 策

施 策	施策内容	担 当
グローバル化に対応した英語教育	異文化に対する理解や国際感覚を深めるため、小学1年生からのALT* ¹ やNLT* ² を活用し低学年からの英語教育に努める。また、生涯学習分野における国際理解教育のための講座等の充実を図る。	学校教育課 生涯学習課
国際交流推進事業の充実	「国際交流友の会さ・か・い」と連携し、町内在住の外国人に対し日本語を教え、地域との交流や日常生活への利便性・情報交換の場になる日本語教室を開催する。	まちづくり推進課
国際交流の推進	長田小学校で行われているアルゼンチン共和国との交流を支援するとともに、町レベルでの交流を推進する。また、異文化や価値観への理解を深めるとともに文化交流に努める。	学校教育課



※1 ALT

小中学校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国人教師のこと。

※2 NLT

その外国語を母国として話す外国語教師のこと。

※3 M字カーブ

日本の女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口/15歳以上の人口）が、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなること。

基本目標3 多様な働き方を可能にする社会づくり

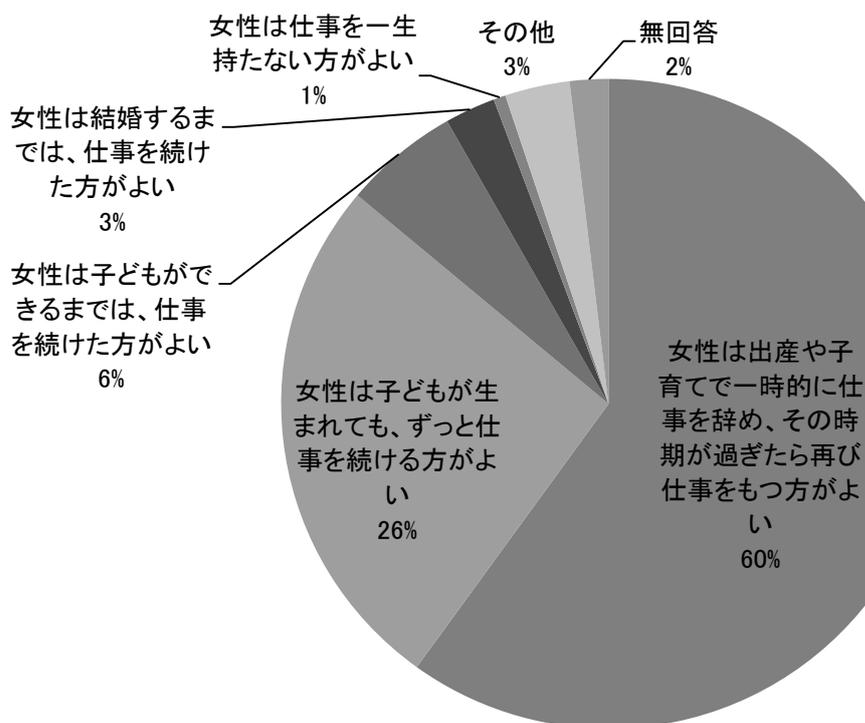
施策の方向 3-1 雇用の場における男女平等の確保

現状と課題

男女が個性と能力をともに発揮できる社会を実現するため、実効性のある積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の推進や、女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保することができるよう雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消、子育てや介護等といった仕事を中断した女性の「M字カーブ*3」の解消、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題の取り組みの推進が掲げられています。少子高齢化による労働人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用することは、本人にとっても、企業や社会全体にとっても有益なことと考えられます。女性の社会進出が進んだといわれる今日でも、まだ女性の参画が不十分な分野も多くみられますが、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを進めていく必要があります。

また、本町においては、再就職を望む割合が高くなっていますが、職業を継続するための条件を求める回答も多いことから、再就職支援を充実させるとともに、職業継続のための支援が必要となっています。

女性の就業について



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 27 年）

施 策

施 策	施策内容	担 当
雇用の場におけるポジティブ・アクション*1の促進	基礎知識やノウハウ等を習得するためのセミナーの開催等の情報収集と提供に努める。	人権・男女共同推進室 関係各課
労働環境への改善に対する啓発	雇用条件や職務内容の男女平等を実現するために、男女雇用機会均等法や労働基準法、パート労働法などの関係法令を国や県の機関紙や広報紙等で周知に努める。	人権・男女共同推進室 関係各課

施策の方向 3-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

現状と課題

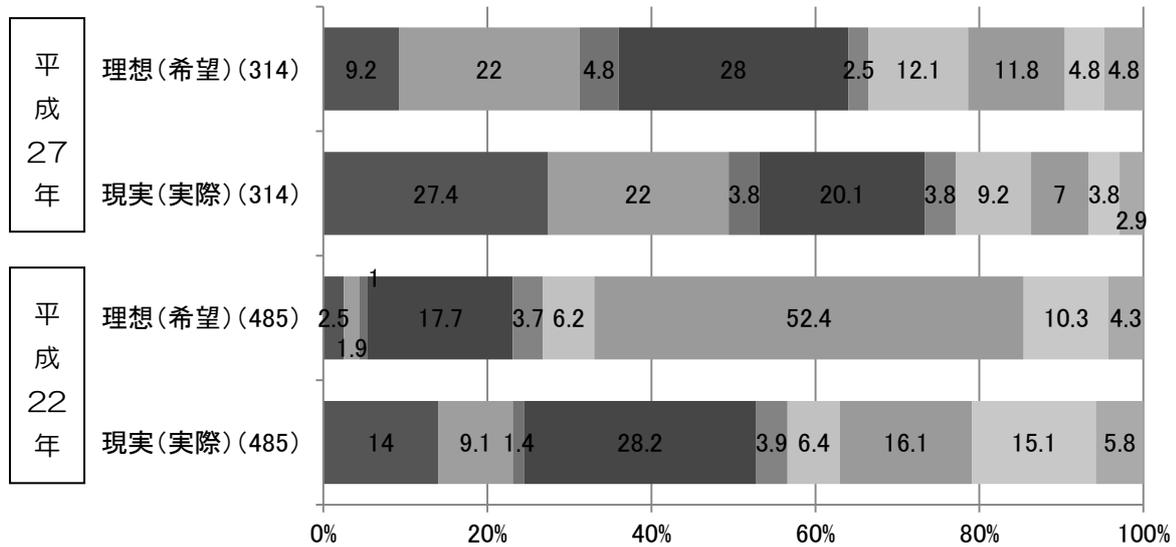
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、男性の家庭生活への参画や女性の就業継続及び政策・方針決定過程への参画を進める上でも不可欠です。誰もが仕事と生活の調和を実現し、いきいきと暮らすためには、家事、育児、介護などに男女がともに取り組むことが必要ですが、男性の家庭生活への参画は、長時間労働の影響などもあり進んでおらず、家事・育児等の負担は女性に偏っているのが現状です。

女性が仕事を続けるために必要なこととして、多くの方が「保育所・放課後児童クラブなど子育て環境の整備充実」、「家庭や夫の理解・協力」を挙げていること等から、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、男性の子育て・介護・家事への参画の促進等を進めていくとともに、安心して子育てができるよう、多様な需要に応じた保育サービスの整備、子育ての不安の解消を図るための相談・支援体制の充実、さらには、子育て・介護を行う人が孤立することがないように、地域社会全体で相互に支え合う意識を高めるための取り組みを推進することが必要です。

※1 ポジティブ・アクション（積極的改善処置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について（全体）

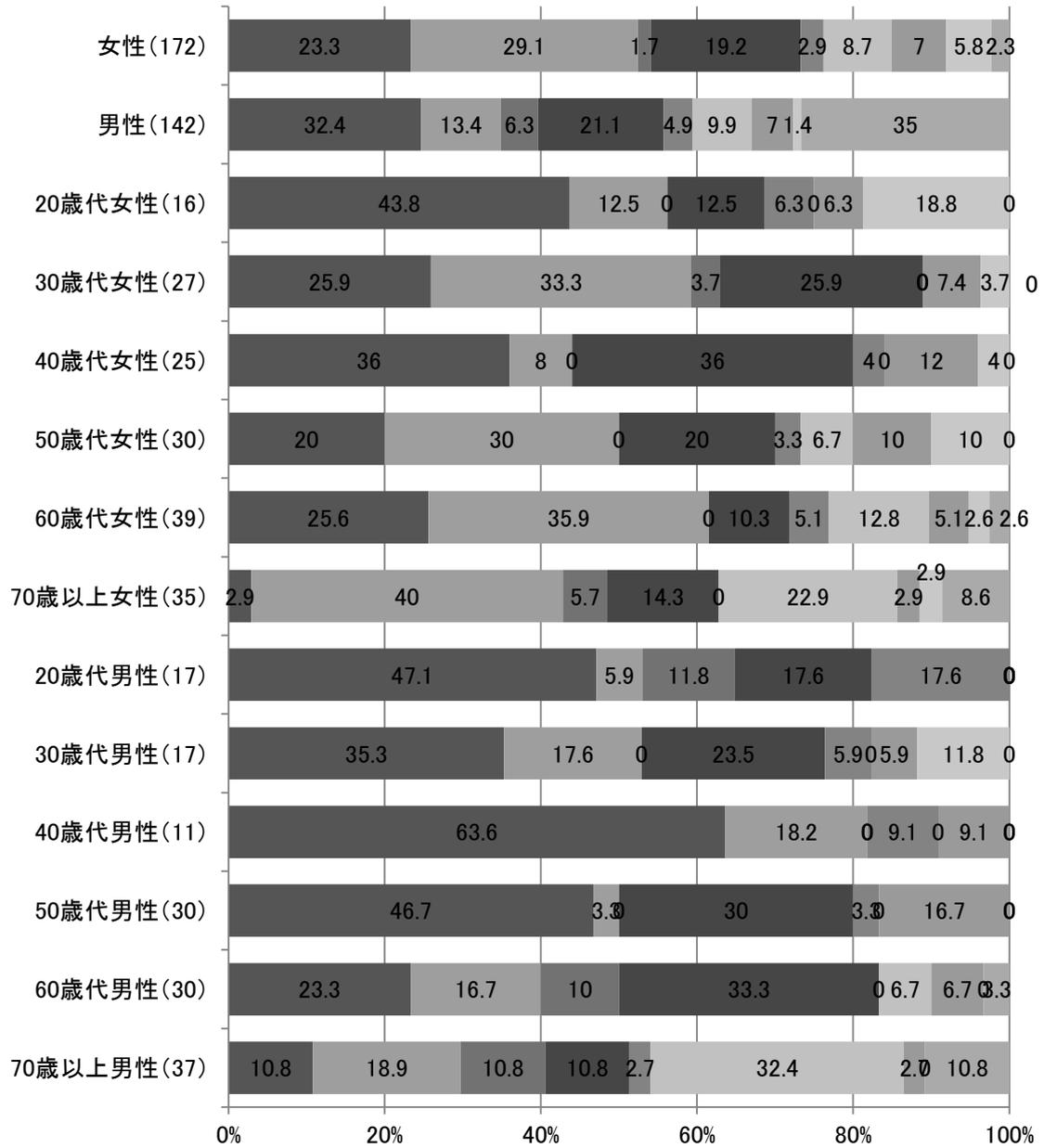


出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成22年）

出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成27年）



「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について（実際・性別）



- 「仕事」を優先したい・している
- 「家庭生活」を優先したい・している
- 「地域・個人の生活」を優先したい・している
- 「仕事」と「家庭生活」を優先したい・している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」を優先したい・している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先したい・している
- 「仕事」「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先したい・している
- わからない
- 無回答

出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 27 年）

施 策

施 策	施策内容	担 当
境町子ども・子育て支援事業計画の推進	境町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てと地域・職場における次世代育成支援意識の高揚啓発を図る。	子ども未来課
育児・介護休業等制度の周知と活用	育児・介護休業制度の周知を図り、商工会との連携により各事業所への取り組み普及を推進する。	子ども未来課 介護福祉課 人権・男女共同推進室
再就職・再雇用の啓発・普及	妊娠・出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、事業主へ向けたポスターやチラシ等で再雇用制度の周知と啓発を図る。	人権・男女共同推進室 関係各課
介護支援体制の充実	地域包括支援センターと連携し、介護に関する相談及び情報提供に努める。	介護福祉課

施策の方向 3-3 女性が職業能力を発揮するための支援

現状と課題

農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、輸入農作物の拡大が進むなかで、農業再生協議会を中心に所得保障制度を進め、畑作物や新規需要米を戦略作物として、農業経営の安定と自給率の向上、担い手の育成や耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めているところです。

商店街は後継者不足や事業主の高齢化、廃業や事業の縮小などが進行しており、商店街としての魅力や機能を取り戻す取り組みをしていく必要があります。

農業、商業共に後継者不足が深刻化する中で、地域農業改良普及センターや商工会と連携して自営業のお嫁さんをはじめとした、女性の参加を促す必要があります。

施策

施策	施策内容	担当
商工業における女性の交流拡大と起業支援	商工業における女性経営参画拡大を図るため、境町商工会と連携し、組織への女性の参加や組織活動の活性化、各種セミナーへの女性の参加等を促進する。	まちづくり推進課
農業者組織への女性の参画促進	女性が農業経営者の組織へ積極的に参加することにより、発言の場が拡大できるよう各種会議等へ参加を促進するなど、意識改革のための啓発を行う。また、女性農業者や新規就農者の拡大を図るために、茨城県県西農林事務所（坂東地域農業改良普及センター）等と連携を取る。 女性農業委員については、1 農業委員会当たり複数の選出を目指すとともに、認定農業者の農業委員についても全体の 2 割の選出を目標としている。	農業政策課 農業委員会
安定した農業経営の実現を支援	農家の女性を対象にしたセミナーや講座開催等の情報提供をし、若手農業者の安定した農業経営の実現を支援する。坂東地域農業改良普及センター等と連携を取る。	農業政策課



基本目標4 すこやかで安心して暮らせる環境づくり

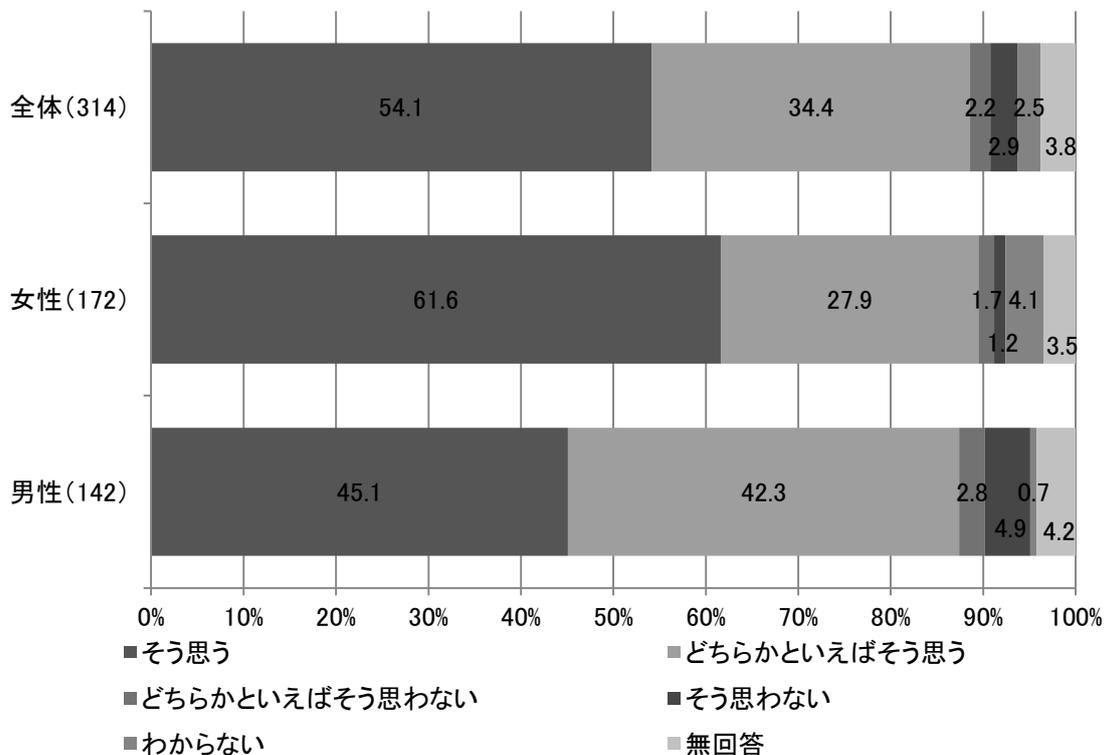
施策の方向 4-1 子育てにおける男女共同参画

現状と課題

育児は、多くの場合、主として母親に委ねられており、育児に追いつめられた母親の悩みや子どもへの虐待の増加など、さまざまな問題も起きています。これからは、父親も積極的に関わっていくことが必要です。さらに地域と一体となって子育てを行うことが求められています。そのため、地域全体で子育てを支えていく環境づくりが重要です。

現在、少子化の原因は、子育ての経済的負担や仕事と子育てと両立の難しさにあるといわれており、男女がともにゆとりを持って働き続けられる環境づくりが、少子化の傾向に歯止めをかける大きなカギであるといえます。男女にかかわらず仕事を続けたいと望む人が仕事と家庭との両立ができるように、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の体制を充実していく必要があります。

男性も家事・育児に積極的に参加すべきである



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(平成27年)

施 策

施 策	施策内容	担 当
育児サークルの支援	乳幼児健診時や育児相談時に育児サークルのPRを行い、多くの親子が参加できるよう支援する。	健康推進課
子育て支援交流	子育て中のボランティア団体の協力のもと、講演会や親子相談、親子イベントなどの開催を支援する。	子ども未来課
子育てネットワーク	交流のみならず、育児支援体制の必要性を地域に広げ、育児サークルの支援とともにリーダーの育成を図る。	子ども未来課
保育対策の充実	多様な就業形態や保育ニーズに合わせた保育サービス（一時預かり・特定保育・延長保育・休日保育）や施設の充実を推進する。	子ども未来課



施策の方向 4-2 ひとり親家庭に対する支援の充実

現状と課題

本町におけるひとり親家族（母子家庭・父子家庭）は、病気や事故に加えて離婚などから年々増加の傾向にあり、生活の維持や子供の養育費などの様々な問題を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きくなっています。

県の制度である、ひとり親家庭への経済的な保障制度や母子家庭への貸付金制度での就業支援を活用しながら、今後もひとり親家庭の自立に向けた取り組みを進めていく必要があります。

施策

施策	施策内容	担当
女性の就業関連情報提供	国・県と連携し、ひとり親家庭の母子自立支援プログラム策定事業等の周知を行う。求人情報についてはハローワークと連携し情報周知をする。	子ども未来課 人権・男女共同推進室
相談支援体制の充実と母子・寡婦福祉会の育成	関係機関と連携を図り、相談支援体制の充実に努める。また、母子家庭や寡婦の方の精神的、経済的不安等に対する援護体制として、母子・寡婦福祉会の育成を図る。	子ども未来課



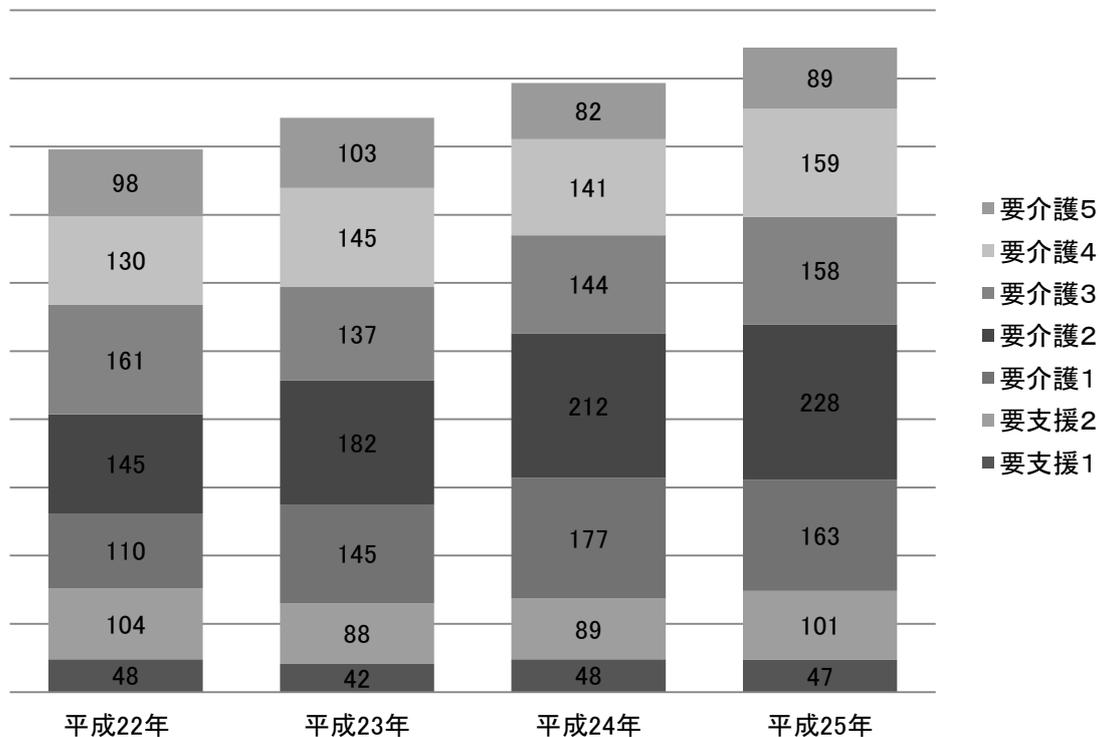
施策の方向 4-3 介護を支援する環境づくり

現状と課題

急速な高齢化の進行に伴い、団塊の世代が65歳を迎える平成27年には、4人に1人が高齢者になると予想されているなかで、本町の将来推計では、平成26年に高齢者人口が6,230人に達し、高齢化率は24.8%になると見込まれています。

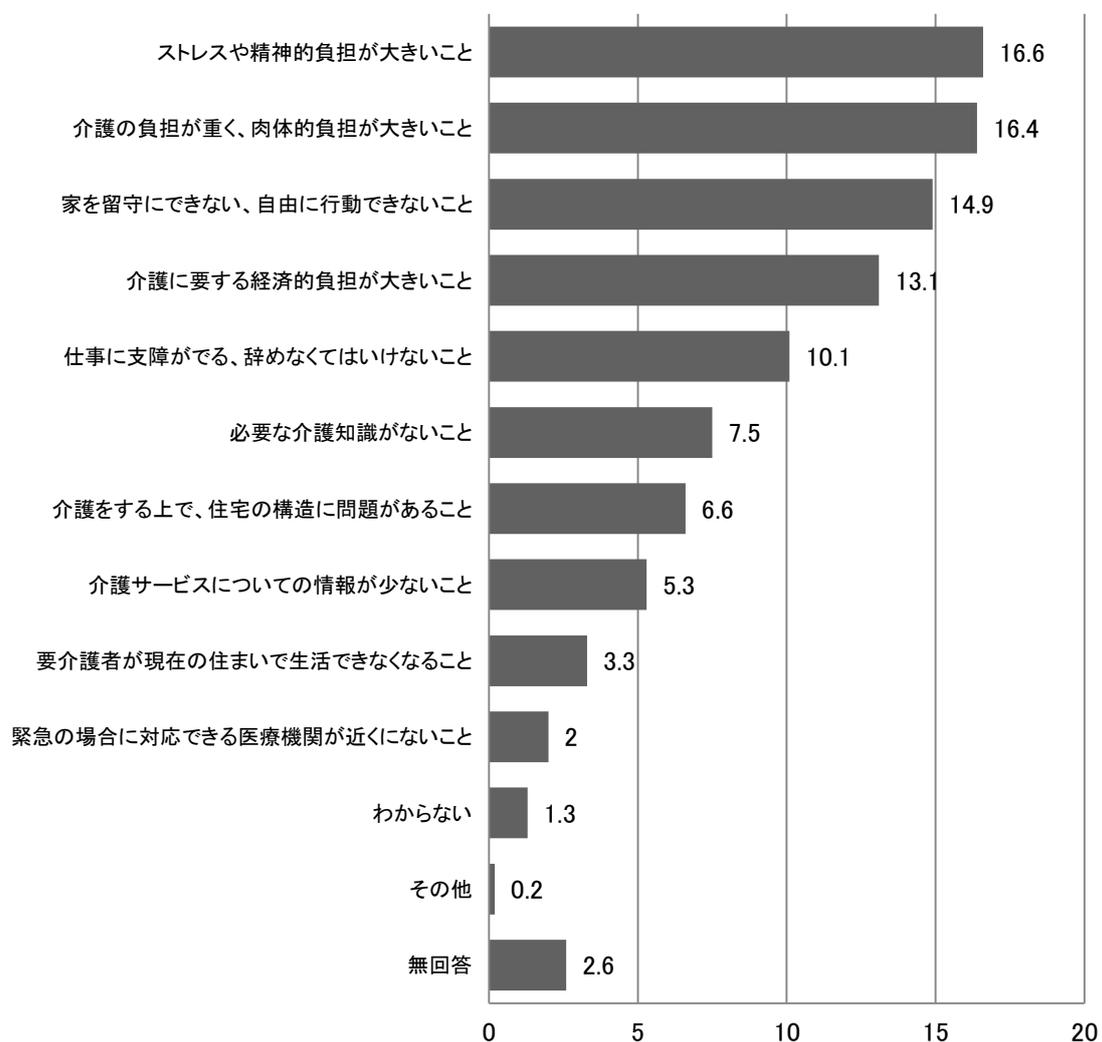
本町では、平成12年度から「いつでもやすらぎとやさしさを感じて暮らせるまち」を基本理念として、介護保険事業計画と高齢者福祉計画を一体的に策定し、健康づくりや社会参加の促進を図るとともに、保健・福祉の連携強化によるサービスの向上に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者を地域全体で支えていく体制づくりや支援の充実が求められています。

要介護認定者数の推移



出典：介護保険事業報告書（各年年度末現在）

介護をする上で困っていること



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 27 年）



施 策

施 策	施策内容	担 当
介護保険制度の周知	介護保険制度を正しく理解してもらい、安心して老後を過ごせるよう、サービスの内容について、広報紙やパンフレット等によるPR活動や相談体制の充実を図る。	介護福祉課
介護予防対策	地域包括支援センターの充実を図り、地域支援事業や介護予防事業の実施により、要介護状態に移行する高齢者を少なくする施策の充実と、要介護状態になっても安心して暮らせる体制を確立する。	介護福祉課
生きがい対策への充実	健康増進のためのグランドゴルフやゲートボール等のスポーツ活動の振興、各種講座、老人クラブ等の充実を図り、高齢者が自ら地域社会の一員として活動に参加できる環境づくりに努める。	介護福祉課 生涯学習課
生活支援サービスの充実	緊急通報システムの設置を拡大し、ひとり暮らし高齢者を支援するとともに、在宅で高齢者等を介護している家族に対する支援体制を促進する。	介護福祉課



施策の方向 4-4 障害福祉の理解と支援

現状と課題

高齢化の進展に伴う疾患や交通事故、社会環境の複雑化に伴う精神疾患などから、障害のある人が増加傾向にあり、障害の重度化・複雑化も進んでいます。また、平成 18 年の障害者自立支援法に基づき、平成 23 年度に障害者福祉施策の基本的な方向性の取り組みを明らかにした、「境町障害者計画・障害福祉計画」を策定し各種施策を展開しており、今後も計画目標等の実現に向けた取り組みを今後も継続して進めていく必要があります。

施策

施策	施策内容	担当
社会参加への促進	障害交流センター等と連携し、障害及び障害者に対する正しい理解を深めるため、広報啓発に努める。また、障害福祉サービスや地域行事への参加等の情報提供と社会参加意識の向上に努める。	社会福祉課
日常生活の支援	福祉サービスに関する情報収集や提供する窓口を充実。また、社会福祉協議会と連携し、町民ボランティア活動を促進する。	社会福祉課 社会福祉協議会



施策の方向 4-5 健康づくりへの支援

現状と課題

近年、食生活や喫煙・飲酒、運動不足などの生活習慣に起因した、がんや循環器疾患などの疾病、ストレスによる心の病などが増加してきていることから、国では国民の生活習慣の改善など、健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しています。本町においても、生活習慣病の改善や疾病予防など、町民の健康づくりに向けた取り組みを、今後も継続して進めていく必要があります。

また、町民の健康づくりに向けて、意識啓発や各種健診、健康相談などの予防活動を積極的に進めていく必要があります。

施策

施策	施策内容	担当
各種健診の充実	子宮がん，乳がん，骨粗しょう症検診等の各年代，性別に応じた健診を進め疾病予防の機能を高める。	健康推進課
食育の推進	管理栄養士や食生活改善推進委員，ボランティア団体の協力により，手作りおやつ教室や親子料理教室等の開催で「食」への関心を高める。	健康推進課



基本目標5 男女共同参画の推進体制づくり

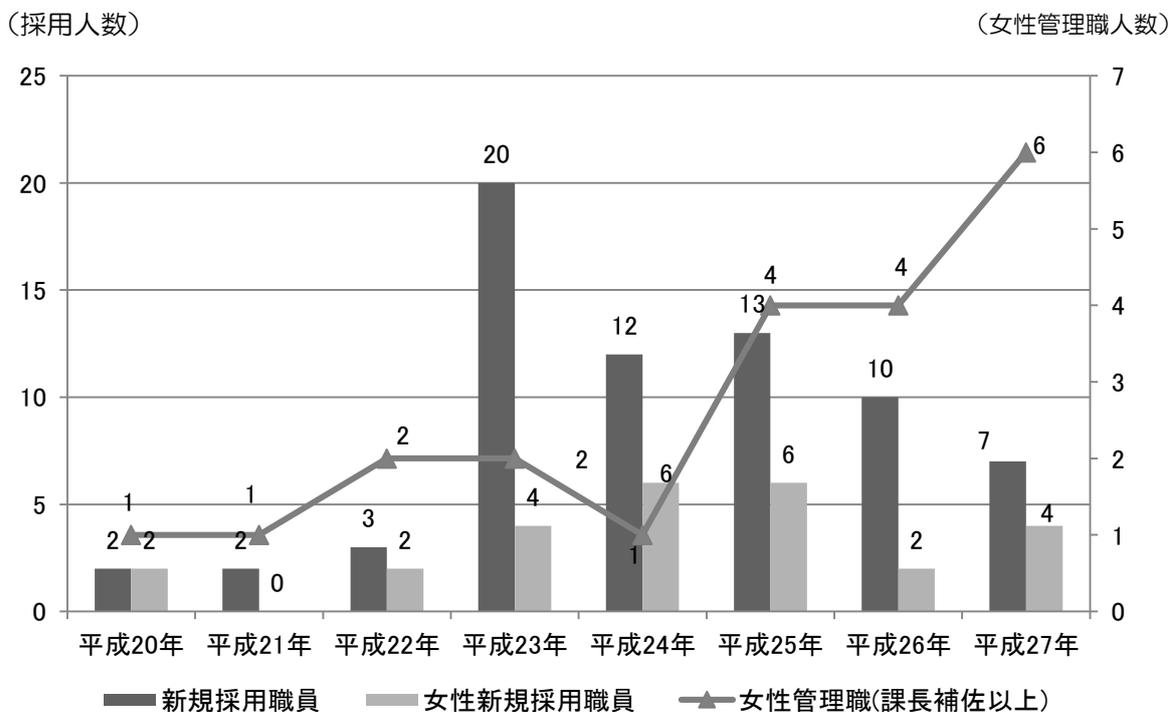
施策の方向 5-1 庁内の推進体制の充実

現状と課題

地方分権の進展や少子高齢化、情報化等、社会経済情勢の変化に伴い、行政需要はますます多様化し、内容も複雑で高度なものとなってきており、これらに迅速に対応し、町民の期待に応え得る行政を運営していかなければいけません。継続的に行政組織を見直し、柔軟性のある簡素で効率的な行政組織を構築する必要があります。

また、近年では新規職員採用枠の拡大や女性管理職の割合も5年前に比べ増加していることから、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに応えられるため制作形成能力、専門的な知識など、更なる職員研修の充実と女性の視点からの行政サービスの向上が必要です。

新規採用職員と女性管理職の推移



出典：境町 職員調査（各年4月1日現在）

施 策

施 策	施策内容	担 当
女性職員の各種研修機関等への積極的派遣	各種研修機関等の情報を職員へ周知し、新たな行政課題と女性ならではの視点や想像力の向上を図る。	総務課
女性職員の庁内研修講師への積極的登用	新規採用職員研修をはじめ、さまざまな研修等の講師を積極的に登用する。	総務課
女性職員の管理職登用促進	管理職登用の促進を図る。	総務課
ワーキング委員の配置・活用	庁内各部にワーキング委員を置き、各部の事業実施にあたり、男女共同参画の視点で事業の調整・検討を図る。	人権・男女共同推進室

施策の方向 5-2 国・県・他市町村，事業所，NPO 等との連携強化

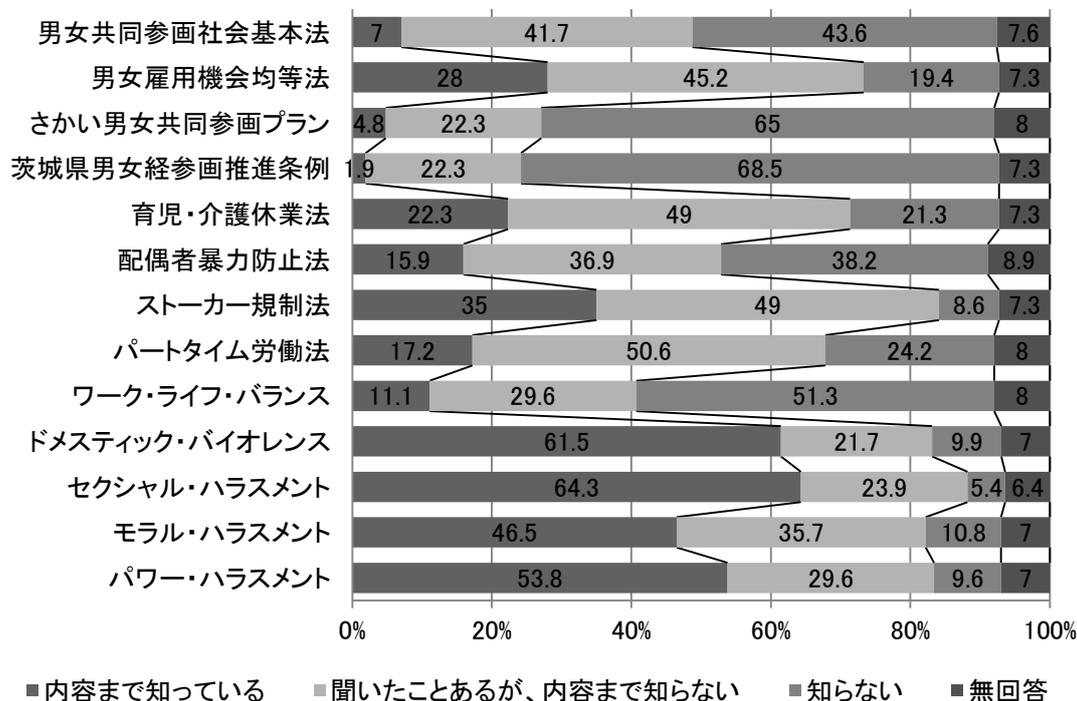
現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けた計画の確実な実施のため、行政組織内で認識を共有し、計画推進体制の強化を図っていく必要があります。また、行政のみならず広く町民や事業所の理解と協力が不可欠です。

国や県、他の自治体の動向を踏まえ、情報の収集と行政組織内の各部署において男女共同参画を積極的に推進する体制を整備し、事業・業務のあらゆる場面で、女性の視点に配慮した事業実施ができる体制を構築していきます。

町職員の研修機会を充実するとともに町民を対象とする講演会・セミナー等を開催し、計画に対する理解を深め町民と行政の協働を進めます。また、関係機関、民間団体等との連携と協力を進め、地域全体で男女共同参画の推進に努めます。計画を着実に推進するため、施策の実施状況を把握し、定期的に点検して主要事業の進捗状況の把握に努めていきます。

男女共同参画に関する用語の認知度



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書（平成 27 年）

施策

施策	施策内容	担当
男女共同参画の推進に向けた団体との連携強化	男女共同参画の視点を持って、実践的活動を進めていくよう町民・事業者・団体への働きかけや活動支援に努める。	人権・男女共同推進室
男女共同参画に関する意識調査等による現状の把握	定期的な実施調査及び統計データの収集・整備によりプランを推進していくうえでの基礎資料とし、現状を把握に努める。	人権・男女共同推進室
男女共同参画に関わる記事の広報掲載と広報活動の充実	お知らせ版や広報さかい、町のHP等に情報を提供し、有効的に意識啓発を図る。	人権・男女共同推進室
国，県，他自治体との連携強化	情報収集や情報交流を図るため、県西ブロック男女共同参画研究会や各自治体で開催される講演会等の積極的な周知や参加等を促し関心を高める。	人権・男女共同推進室

評価指数

基本 目標	項 目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
1	社会における男女の地位が平等と思う人の割合 (参照:27 ページ)	17.2%	30%
	セクハラを受けた経験がある人の割合 (参照:32 ページ)	7%	根絶を目指す
	DVを受けた経験がある人の割合 (参照:33 ページ)	5.7%	根絶を目指す
2	審議会等における女性の登用率 (参照:35 ページ)	12.2%	30%
	町職員女性管理職の登用率 (参照:35 ページ)	12%	30%
	行政区の役職等の女性の登用率	0%	10%
3	女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい (参照:41 ページ)	26%	60%
	「仕事」「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している人の割合 (参照:43 ページ)	7%	30%
4	男性も家事・育児に積極的に参加すべきである (参照:47 ページ)	54.1%	60%
	乳がん検診の受診者の受診率 (平成 26 年度)	46.6%	50%
	子宮がん検診の受診者の受診率 (平成 26 年度)	33.2%	50%
5	育児・介護休業法の認識度の割合 (参照:57 ページ)	22%	30%
	男女共同参画社会基本法を認識している人の割合 (参照:57 ページ)	7%	30%